

行方不明高齢者捜索模擬訓練を実施しました

松浦市地域見守りネットワーク協議会（20の民間協力事業所・関係団体・行政で組織）は高齢者・障がい者・子どもへの見守りを実施しています。また、事前に登録された人が行方不明になられた際は、捜索への協力も行っています。

協議会の今年度の活動として、10月24日に調川地区で行方不明高齢者捜索模擬訓練を実施しました。民生委員や老人クラブ、集いの場サポーター、認知症家族会、社協などの関係団体、長寿介護課・地域包括支援センターの職員が参加し、認知症の人への声掛けの講習後に捜索訓練を開始。訓練後の反省会では、様々なご意見や感想を頂きました。



捜索の様子



調川郵便局にて



反省会

折り梅カフェ（認知症カフェ）を開催しています！

もの忘れが気になる人やそのご家族、地域住民のどなたでも参加できます。認知症に関する相談や悩み事など、気軽に話ができる場所です。自由な雰囲気の中で、楽しい時間を過ごしませんか？

- <開催日> *毎月 第1木曜日 13:30~15:30
- <場所> *すこやか青プラザ4階（老人福祉センター万年青荘）
- <主催> *折り梅の会（認知症の人と家族の会 松浦地区）



☆参加のご希望、おたずねは地域包括支援センターまでご連絡ください。

～「健康とくらしの調査」へのご協力ありがとうございました～

11月に「健康とくらしの調査」の調査票を送付し、数多くの質問にもかかわらず多くの方からご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

皆さまからいただきました貴重な情報は、国立長寿医療研究センターなどが参加する日本老年学的評価研究プロジェクトと共同で分析し、今後の介護保険データとして活用していきます。また、分析後の内容については改めて地域包括支援センターだよりでご報告させていただきます。

松浦市地域包括支援センターだより(年3回発行) 発行日:令和5年3月1日

住所:松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所長寿介護課内 電話:0956-72-1111(内線177)

松浦市 第36号 地域包括支援センターだより

認知症ケアと介護の知識を深めました

映画「ケアニン」上映と「家族介護交流事業」を2月20日、きらきら21で開催し、市民約60人が参加。認知症ケアと介護の知識について学び、交流を深めました。

【映画「ケアニン」上映】

映画「ケアニン」は認知症ケアと介護職の魅力を描いた感動作！！

この作品では介護という仕事を通して働くことの意味や、人と人、地域との繋がりの尊さが描かれており、人生に前向きになれる心温まる感動のストーリーです。「自分のことと照らし合わせ、涙があふれた。」など感動と共感の声が多く寄せられました。



【ワンポイント介護講座】

倉田英路氏（特別養護老人ホーム 青山荘）を講師に招き、家庭で役に立つ介護手技についての講話を行いました。車椅子の使い方、椅子や床からの立ち上がりの際の体勢と介助についてなど分かりやすい説明と、実際に介護に携わった経験から、どのような状態であっても、欲求を持つことで、いきいきと生きることが大事であることなど話されました。参加者からは「実践的でわかりやすかった。」「車椅子の使い方を今まで知らなかったが理解できた。」などの感想がありました。



【家族介護者交流会】

家庭で介護をしている人が参加し、日ごろの介護の様子を話すなどして交流しました。

認知症の本人と参加した家族は、「本人のプライドもあるが、認知症であることを地域の人に伝え、見守りや協力をお願いして助けてもらっている。我慢も大事だが、さぼることも必要。」と話していました。

折り梅の会（認知症の人と家族の会）の会員からは「一人で抱え込まず、同じ介護者として交流し、内に込めている思いを共有し、心の疲れを癒しましょう。必要な時は介護サービスを使うことも出来ます。」と、参加者にアドバイスがありました。お互いを思いやる交流会を持つことが出来、有意義な時間となりました。

図書館特設コーナー



松浦市図書館に「介護を知る、考える」として、認知症や介護に関する本などの特設コーナーが設置されていますので、ぜひ手にとってご覧ください。

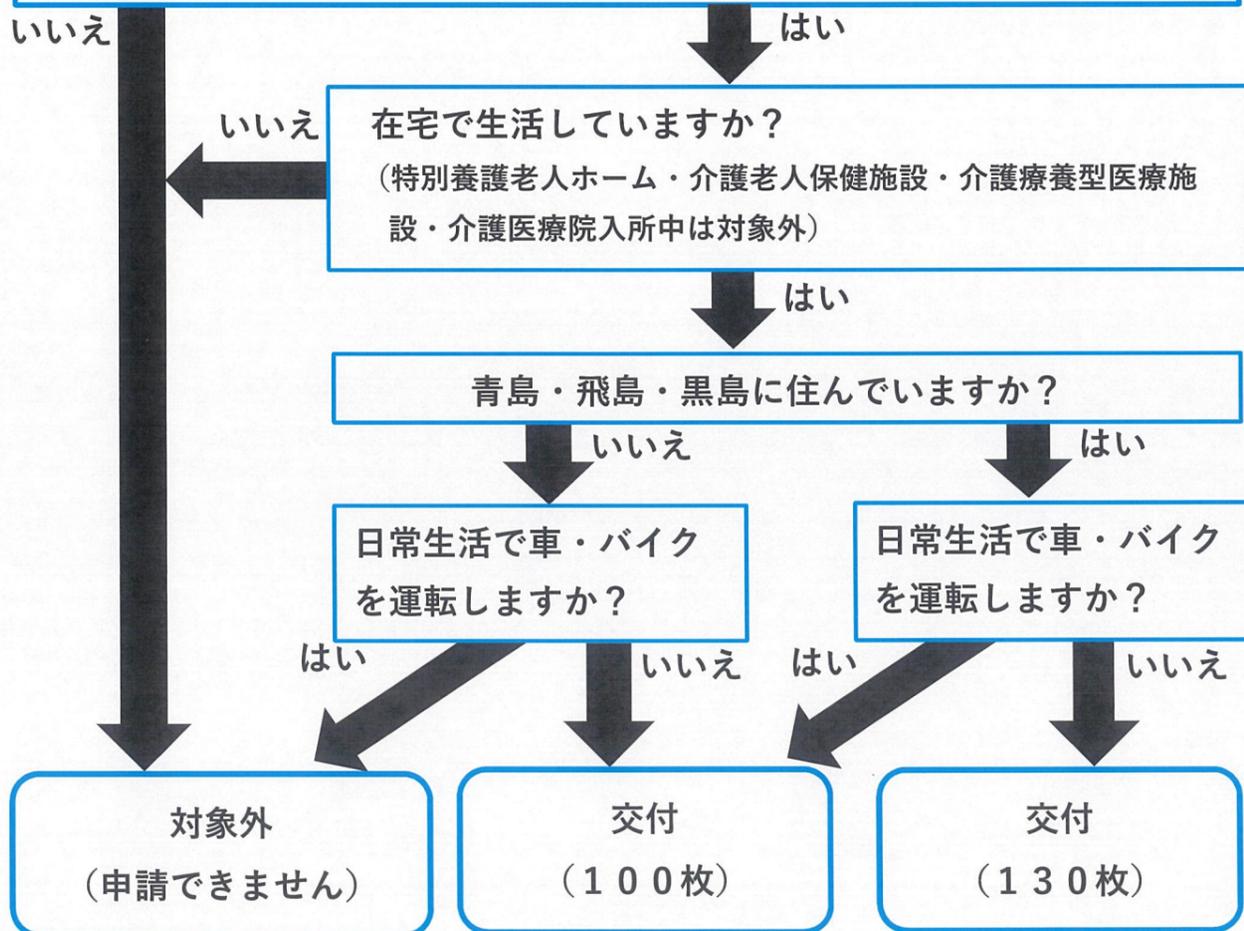
「わくわく・おでかけ券」は終了し、令和5年度から新たな事業が始まります

新 外出支援券

新たな対象者（下のフロー図参照）に、外出支援券を交付します。
 ○使用できる交通機関：市が指定するバス、鉄道、タクシー、船舶
 ※本市内で乗車し、又は下車する場合
 ○交付枚数：100円×100枚（10,000円分）
 ※離島（青島・飛島・黒島）居住で運転しない人は+30枚
 ○申請受付：令和5年5月～令和6年3月（予定）

次のどれかに該当しますか？

- ①当該年度に75歳以上になる
- ②要介護認定者、要支援認定者、総合事業の事業対象者である
- ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている
- ④特定医療費（特定難病）医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている



新 集いの場参加券

集いの場参加券は、これまでの施設利用券と同じように集いの場の利用負担金として利用できます。地域住民主体の気軽に集まれる交流の場を積極的に利用し、介護予防の推進につながることを応援します。

対象者 40歳以上（介護保険被保険者）
集いの場参加券 100円×48枚（4,800円分）

※市職員が、各集いの場に説明に伺います。

新 介護予防応援ポイント

介護予防手帳を活用し、健康づくり、生きがいづくりなど介護予防のための目標を立て、目標達成のために必要な活動に取り組みましょう。その活動に対してポイントを付与します。
 ※介護予防手帳は、自分自身の健康づくりを記録するもので、令和5年度に希望する人に配布します。

対象者 65歳以上（介護保険第1号被保険者）
ポイント付与 集いの場参加や、自らが実践する活動にポイントを付与する。
 ※ポイントが貯まると、景品を進呈します。

（例えば…）

- 月1回程度でも運転している人は対象外です。
- 一時的に（ケガなどにより）運転できない人は対象外です。
- あくまで対象者の外出の際に使用するものです。
 （ただし、要介護者等に付き添う際の介助者分の使用は可能）